

大和市告示第73号

大和市スポーツ施設設置条例（昭和61年大和市条例第35号）第10条第2項の規定により、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり  
指定した。

平成28年4月1日

大和市長 大木 哲

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 施設 の 名 称  | 大和市営大和スポーツセンター<br>大和市営草柳庭球場<br>大和市営桜森スポーツ広場<br>大和市営下福田野球場<br>大和市営下福田スポーツ広場 |
| 2 指定管理者の名称  | 公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団   |
| 3 指定管理者の所在地 | 大和市深見西八丁目6番12号   |
| 4 指 定 期 間   | 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで  |